

福井県障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条の規定に基づき、障害を理由とする差別に関する相談および当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うため、福井県障害者差別解消支援地域協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議等を行う。

- 一 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案や、関係機関等が対応した事案の共有
- 二 障害者差別に関する相談体制の整備、障害者差別の解消に資する取組みの共有
- 三 障害者差別の解消に資する取組みの周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発
- 四 その他必要な事項に関すること

(委員構成)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる機関等で構成する。

- 2 前項の規定に関わらず、協議会は必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および職務代理者)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議の招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、福井県健康福祉部障害福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月27日から施行する。